



森林、生物多様性、地域社会の保護に関する方針

発効日: 2015年3月

最終更新日／レビュー日: 2026年5月

1. 目的

世界有数の農業サプライチェーン管理者および栄養提供者の一つとして、ADMは森林破壊や原生植生の変換を防止し、生物多様性、生態系、地域社会をサプライチェーン全体で保護することに注力しています。

本ポリシーは、ADM-全社的なアプローチが、ADMが事業を展開するすべての地域および商品において、森林破壊や一次自然植生の変換に対応するために確立されるものです。この方針は、国際的に認められたベストプラクティス、例えばOECDとFAOが共同で作成した「農業サプライチェーンにおける森林破壊とデューデリジェンスに関するビジネスハンドブック」や、アカウンタビリティ・フレームワーク・イニシアティブ(AFi)のガイダンス¹などに沿って実施されています。

ADMは、進化する科学、業界標準、規制要件、および社内目標に沿って、ポリシーと慣行を継続的に強化していきます。

2. 適用範囲

本ポリシーは、ADMのオペレーション(複数)、すべての直接および間接のサプライヤー、ならびにADMが過半数の支配権(50%超)を有するすべての企業および合併会社に適用されます。

3. ポリシーのアプローチと期待事項

ADMは作物の栽培は行っていないが、サプライヤー、顧客、政府、市民社会と独立して、また協働して、社会的および環境的に責任ある農業生産を推進しています。

ADMは、このポリシーの実施にリスクベースのアプローチを適用し、サプライチェーンの構造、リスクプロファイル、セクター別基準の違いを反映した商品別および地域別の方法論を用いています。実施方法は様々であるものの、いずれも森林伐採や一次の自然植生の変換の防止、生物多様性の保護、人権の尊重というADMの包括的なポリシーに沿ったものです。

¹ [Accountability Framework\(アカウンタビリティ・フレームワーク\)](#)



ADMは、サプライチェーン全体において以下の成果を求めています。

- **環境保護:**

- 森林伐採は禁止し、土地の開墾、土地の準備、またはプランテーション管理のために火を使用することも禁止する。
- 適用される期限日以降は、森林および非森林生態系を含む原生植生を転換してはならない。
- 高保全価値(HCV)地域および高炭素蓄積(HCS)地域の開発は行わず、劣化が生じた地域では生態系の回復を促進する。
- 泥炭地の保護、適切な保全措置および優良管理手法の適用を含む。
- 土地利用および農業生産に伴う温室効果ガス排出量の削減。

- **人権と社会的責任:**

- 先住民族および地域社会の権利の尊重(自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)を含む)。
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」、「世界人権宣言」、ADMの[人権方針](#)を含む、国際的に認められた人権の尊重;
- 労働権の尊重は、ILOの労働における基本的原則及び権利に関する宣言(ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)、ならびに適用される法令に準拠する。²;

- **法令コンプライアンスと責任ある実践:**

- 環境法、労働法、土地利用法を含む、適用されるすべての地方、国内、および国際法を遵守すること。
- スtockホルム条約(Stockholm・コンベンション)、ロッテルダム条約(Rotterdam・コンベンション)およびWHOクラス1Aおよび1Bの農薬に指定されているものを含む、有害化学物質の禁止;

- **促進および支援施策:**

- 責任ある関与および能力開発のアプローチを通じて小規模農家の包摂を推進する。
- 持続可能な農業を、経済発展、貧困削減、食料安全保障の推進力として支援する。

² 国内法と国際人権基準が一致しない場合、ADMは国内法を遵守しつつ、可能な限り国際的に認められた人権を尊重するよう努めます。



4. 優先品目・高リスク地域

このポリシーは、ADMのすべてのサプライチェーンに適用されます。ADMは、森林破壊や原生植生の変換のリスクが最も高いサプライチェーンを識別するため、調達フットプリントを定期的に見直しています。これらのレビューの結果は、当社の目標設定の参考となり、このポリシーの実施に向けた指針となります。

ADMは、現在のリスクエクスポージャーとサプライチェーンへの影響に基づき、パーム油と大豆を優先的に取り扱う商品として特定しました。ADM(エー・ディー・エム)は、責任ある調達の段階的な実施の一環として、トウモロコシや綿花を含む追加の品目へこのアプローチを順次拡大していきます。

ADMは、森林破壊および原生植生の変換に対処する優先地域として、東南アジア、ラテンアメリカ、アマゾン、セラード、パンタナル、チャコなどの主要な生物群系を指定しています³。ADMは、これらの生物群系に属するすべての国において、原材料の調達先として自社の約束を適用しています。

商品別ポリシーは、これらのコミットメントが実際にどのように実装されるかを規定しており、サプライチェーンの特性やリスクレベルを反映した、より詳細または調整された要件、方法論、タイムラインを含む場合があります。

5. 森林破壊・土地転換フリーのカットオフ日および目標日

ADMは、AFiおよびOECD-FAOのガイダンスに沿った森林破壊および変換のないポリシーの実施を導くため、カットオフ日と目標日を設定します。ADMは、締め切り日が商品別-および地域別であり、サプライチェーン全体で完全に整合することは想定されていないことを認識しています。ADMが実装プログラムを推進していく中で、必要に応じて、追加の明確化、改善、およびガイダンスが策定され、伝達される予定です。

- 注記: 商品ごとの締め切り日とポリシーの詳細については、ADMの大豆調達方針([Soy Sourcing Policy](#)) およびパーム油調達方針([Palm Oil Sourcing Policy](#)) をご参照ください。

該当する場合、より厳しい要件(より早いカットオフ日を含む)を課す法律または規制が優先されます。

³ ADMは、関連する各調達国の国家当局によって定められた公式の生物群系境界に従います。



6. デューデリジェンスとポリシーの実施

ADMは、OECD-FAO(オーイーシーディー・エフイーオー)ガイダンスに沿った継続的かつリスクベースのデューデリジェンスフレームワークを通じてこのポリシーを実施しています。この枠組みは、ADMのサプライチェーン全体にわたる森林破壊-変換関連リスクを識別、評価、対処するよう設計されており、リスクの重大性と発生可能性に応じて比例的に適用されます。

6.1. サプライチェーンの評価とトレーサビリティ

ADMは、サプライチェーン全体において、商品、地域、サプライヤーごとにリスク評価を実施し、潜在的な悪影響の深刻度と発生可能性に基づいてリスクの優先順位付けを行っています。ADMはトレーサビリティに関してリスクベースのアプローチを適用し、特定されたリスクに応じて最も高いレベルの粒度を追求します。ADMは、定義された高リスク領域において、効果的な監視を可能にし、サプライチェーン全体におけるリスク軽減を支援するための管理ポイントを設置します。

6.2. サプライヤーの関与

ADMは、ポリシーに関する期待事項および倫理的な事業行動要件を明確に伝えることで、サプライヤーに関与しています。サプライヤーは、地理的要因、商品、コンプライアンス要因に基づいたリスクベースのスクリーニングの対象となります。リスクの高いサプライヤーは、追加書類の提出、監査、是正アクションプランの策定、または独立した検証を含む強化されたデューデリジェンスの対象となる場合があります。結果を監視することで、必要に応じて停止や離脱などの措置を含む、エスカレーション措置を決定する際の参考にします。

6.3. 監視、検証、および是正措置

ADMは、リモートセンシング、地理空間分析、およびその他の関連監視ツールを使用して、サプライチェーンのコンプライアンスおよびリスクへの露出を監視します。リスクに基づいた検証措置(監査や独立した検証など)は、ポリシーの遵守状況を評価するために、必要に応じて実装されます。ADMは、実施状況と緩和策の有効性を時間の経過にわたって追跡します。コンプライアンス違反や悪影響が識別された場合、ADMは是正措置およびエスカレーションプロセスを適用し、問題に対処するためにサプライヤーと連携し、必要に応じて影響の是正を支援します。

6.4. レポート

ADMは、デューデリジェンスの方針および実施状況について、公開されたサステナビリティ報告を通じて透明に報告しています。ADMは、責任ある事業活動を管理システムと監督構造に組み込み、利用しやすい苦情処理メカニズムを維持し、懸念事項に迅速かつ権利



尊重の方法で対応します。関連情報は、説明責任と継続的な改善を支援するため、ADMのサステナビリティ開示を通じて一般に公開されています。

7. コンプライアンス違反、是正措置、および苦情

本ポリシーに関連する苦情は、ADMの苦情および解決プロトコルに従ってADMによって受け付けられ、調査されます。サプライヤーのコンプライアンス違反への対応については、サプライヤーのコンプライアンス違反の管理に関するプロトコルに従って対処します。ADMは、透明性、包括性、公平性を備えた方法で苦情を審査・評価し、関連するサプライヤーや利害関係者との協議、必要に応じて是正措置や救済措置の適用など、適切なフォローアップ措置を決定します。

8. ガバナンスと見直し

本ポリシーの監督は、ADM Board of Directors (ADMボード・オブ・ディレクターズ) の Sustainability & Corporate Responsibility Committee (サステナビリティ・アンド・コーポレート・レスポンシビリティ・コミッティ) が担当します。導入は管理主導で行われ、ADMの管理システムおよびリスクガバナンス構造に組み込まれています。

このポリシーは、進化する規制要件、科学的知見、およびベストプラクティスとの整合性を保証するため、少なくとも2年ごとに見直されます。

9. 定義

- **生物多様性:** 生物多様性: 生物の総体的な多様性には、生態的相互作用、個体群、そしてそれらが生息する群集が含まれる (FAO (エフエーオー) 用語ポータル)。
- **原生植生の変換:** 自然生態系の変更であり、人間による森林以外の原生植生の変更が、別の土地利用や自然生態系の種構成、構造、機能に大きな変更をもたらす場合を指す。
- **カットオフ日:** 森林伐採または原生植生の変換が行われた地域または生産単位が、森林伐採禁止または原生植生変換禁止のポリシーに適合しなくなる日付。
- **森林破壊:** 原生林が他の土地利用に転換されることは、人為的であるか否かを問わず、独立した事象である (FAO、2020)。
- **直接サプライヤー:** 集荷業者、生産者、またはその他の事業体で、ADMと直接的な商業関係のもと、農産物をADMに供給する者。*注記: サプライヤーの定義は、商品によって異なる場合があります。正確な定義については、ADMの品目別調達ポリシーをご参照ください。*



- **生態系**:生態系には、特定の地域に生息するすべての生物とその生物間相互作用および非生物的環境(天候、陸地、太陽、土壌、気候、大気)との相互作用が含まれる。それぞれの生物は役割を担い、生態系全体の健全性と生産性に貢献している『FAO用語ポータル』。
- **森林**:0.5ヘクタール以上の土地で、高さ5メートル以上、樹冠率10パーセント以上の樹木、または原生状態でこれらの閾値に達することができる樹木。農業的または都市的土地利用が主である土地は含まれない(FAO、2020年)。
- **自由意思に基づく事前の情報提供と同意(FPIC)**:2007年、国連総会は先住民族の権利に関する国連宣言を採択し、先住民族の権利を認め、彼らの祖先の土地、領土、天然資源に影響を与えるあらゆる活動の前提条件として、フリー、プライアー・アンド・インフォームド・コンセント(FPIC、自由意思に基づく事前の情報提供を受けた同意)が不可欠であると明記した。
- **高炭素蓄積量(HCS)**:大量の炭素を蓄積する生存可能な森林地域で、通常は植生密度が高いことが特徴。HCSの森林が除去され場合、特に火を使って土地を切り開いた場合は、森林に含まれていた炭素がCO₂の形で大気中に放出される。
- **高い保全価値(HCV)**:保全活動の優先順位付けに用いられるコンセプト。種(または生態系)の保全価値が高いかどうかは、いくつかの要因によって決まる。例えば、次のようなものがある。絶滅の危機、リスク、または独自性。機能的な貢献や生態系サービスの提供可能性。地域住民および利害関係者にとっての外在的価値。生物多様性の価値は価値判断に左右されるため、保全価値は利害関係者の関与を通じて定義されるべきである(FAO Term Portal(FAO用語ポータル))。
- **高リスク地域**:保護が必要な森林以外の原生在来植生の転換の危険性があると考えられる地域または生物群系。Amazon(アマゾン)、Cerrado(セラード)、Pantanal(パンタナール)、Chaco(チャコ)は、ADMが現在、商品生産に関して高リスク地域と定義している地域であり、東南アジアとラテンアメリカは、ADMが現在、パーム油に関して高リスク地域と定義している地域である。
- **間接サプライヤー**:サプライチェーンの上流に位置する組織(協同組合、生産者グループ、その他の第三者など)で、ADMと直接的な商業関係を持つのではなく、仲介業者を通じて農産物をADMに供給する組織。*注記: サプライヤーの定義は、商品によって異なる場合があります。正確な定義については、ADMの品目別調達ポリシーをご参照ください。*



- **持ち株または株の持ち分**: ある企業の株式を一定数保有する保有者がその企業に占める割合。本方針では、ADMの持ち株が50%超であることを指す。
- **泥炭地**: 地表に自然に堆積した泥炭層がある地域。泥炭地の簡単な定義は、泥炭が存在する地域のことである。泥炭（アイルランドではターフとも呼ばれる）は、主に植物の死んだ有機物を多く含み、何千年もの歳月をかけて蓄積された土壌の一種です。綿密に調査することで、泥炭を形成するために生育し、枯死し、堆積した植物の種類が明らかになる（FAO Term Portal（FAOタームポータル））。
- **主要な在来植生**: 特定の場所や地域に生息する在来植物種の集合体で、その環境的・生物学的条件に適応し、人間の介入をほとんど、あるいは全く受けていないもの。
- **目標日**: 当該企業が特定のサプライチェーンにおいて自社のポリシーを完全に実装することを目標とする期日。

10. 参考文献

- FAO, 2020. Global Forest Resource Assessment 2020. Terms and Definitions. FRA 2020、ローマ。 <http://www.fao.org/3/i8661en/i8661en.pdf>
- 国連食糧農業機関（フード・アンド・アグリカルチャー・オーガニゼーション）（日付不明）FAOタームポータル。 <https://www.fao.org/faoterm/en>
- OECD/FAO, 2023年. 『OECD-FAO農業サプライチェーンにおける森林破壊とデューデリジェンスに関するビジネスハンドブック』, OECD出版, パリ。
<https://doi.org/10.1787/c0d4bca7-en>

11. 連絡先

本ポリシーの適用に関する懸念事項は、[ADM Way（エー・ディー・エム・ウェイ）Helpline（ヘルプライン）](#) または苦情解決チャネル responsibility@adm.com を通じて報告できます。